

第35回新しい資本主義実現会議に対する意見

令和7年6月6日
公益社団法人経済同友会
代表幹事 新浪 剛史

- 日本経済が時代の大転換点を迎えている中、新しい資本主義の実現には、CPIプラス1%以上の賃上げをノルムとして定着させることが何よりも重要。
- この達成の鍵を握るのは、やはり、雇用の7割を支える中堅・中小企業。ここを徹底的に活性化し、持続的な賃上げと生産性向上の実現を図るべき。
- 本年と来年が勝負の年であることを強く認識した上で、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版案」の着実な実行及び、その先を見据えた更なる議論をお願いしたい。

(1) 最低賃金の道筋

- 賃金上昇の「予見性」によって中堅・中小企業の生産性向上投資を促すべく、5年以内に最低賃金の全国加重平均1500円達成を目指すことが肝要。
- 令和6年度の最低賃金の改定において、全国加重平均で51円の引き上げに対し、84円の引き上げを行った徳島県は、全国の実質賃金は前年比マイナスで推移する中、3月の実質賃金は前年比プラス5.7%と、8か月連続プラスで推移している。
- 一方、有効求人倍率や倒産件数の水準に大きな変化は見られておらず、徳島県の事例をさらに分析の上、各地域の状況に応じた横展開を図っていくべき。
- 企業間のみならず、地域間も人材獲得競争が激化している。その観点からも、道府県がリーダーシップを取りながら、基礎自治体との連携を図りつつ、地域の実情に

沿った生産性向上、そして最低賃金の引き上げをしっかりと着実に進めていくことが肝要。

- その中でも、人手不足が深刻化するエッセンシャルワーカーについては、別建てでの大胆な引き上げが不可欠であり、職種別最低賃金制度の導入を検討すべき。
- 最低賃金の引き上げは、全国加重平均だけでなく、その中身をより細かく見ていくことが重要。とりわけ、エッセンシャルワーカーの最低賃金を大幅に引き上げることにより、全国加重平均 1500 円を達成していく具体的な道筋を示していくべき。
- その際、エッセンシャル領域のみならず、CPI プラス 1%の持続的な賃金向上を実現するためには、労務費を適切に価格転嫁し、原資を確保することが不可欠。労務費の価格転嫁の状況を精緻にモニタリングするとともに、多重下請けを含む下請け構造をしっかりと可視化した上で、下請法や独禁法の執行強化を図るべき。

(2) 更なる人材流動化の加速に向けた新陳代謝の促進

- 中堅・中小企業の生産性向上の実現には、退出せざるを得ない企業を延命させるような補助金は廃止するとともに、合従連衡や事業承継を促進するインセンティブの整備を進め、人材流動化を加速させなければならない。
- 今後も事業承継を進める中堅・中小企業の増加が見込まれる。人材面・資金面でリソースが限られる売り手側にとって安心・安全な取引環境を整備すべく、仲介会社等の登録制や有資格者の配置等を規定する事業承継支援業法（仮称）の制定に向けた議論を始めることが必要。
- また、時限措置として、中堅・中小企業同士の株式譲渡の場合に、事業譲渡の場合と同様、譲受額と純資産額の差額を税務上損金計上（5年償却）できるようにすることも検討すべき。

- さらに、人材流動化の加速の観点に加え、中堅・中小企業の生産性向上に資する投資を支えるためにも、IT・デジタル人材育成に向けて、全世代を対象としたリスキリング・アップスキリングを推進すべき。

(3) 多様な個人の活躍を可能とする労働法制への見直し

- 人手不足の中、生産性を向上させるには、個人の更なる活躍が不可欠だが、現状の雇用制度では、多様な働き方のニーズに対応できていない。
- そのため、令和時代に合った雇用制度の実現が重要であり、従来とは異なる新たな働き方を併存させ、健康で働きたいだけ働ける環境を整えるべき。
- つまり、労働基準法に依拠する働き方に加え、労働契約法に基づく個別契約を締結して一人ひとりが柔軟に働く新しい雇用の在り方が不可欠。
- 是非、新しい雇用契約の法的根拠を定める労働契約法改正、労働基準法の適用除外を明確化する同法改正に向けた議論を進めるべき。
- ただし、働きたいだけ働くには、健康が大前提。労働者の自律性を尊重し、使用者による労働時間管理義務を免除した上で、その代替措置として、労働者の健康を守るための支援義務を労働安全衛生法上に新設すべき。

(4) エッセンシャルワーカーの確保

- エッセンシャルワーカーの確保に向け、国内の人材だけでは賄えないため、外国人材の更なる活躍も不可欠。その際、外国人材を単なる労働力としてではなく、「共に社会を支える仲間」として位置づけ、「外国人材とのあるべき共生社会」の構築に向けた取り組みが必要。
- まず、国・自治体・企業の役割を明確化し、必要な活動とコストを支える体制を規定する基本法を制定すべく、早急に議論を始めるべき。

- また、複数省庁にまたがる一貫した政策形成と、機動的かつ実効性ある政策実施を可能とする組織を政府内に設置すべき。加えて、外国人材の活躍拡大に伴い顕在化する既存制度・政策との乖離を徹底的に調査し、効果検証と制度の見直しを行うべき。
- 加えて、我が国においては深刻な人手不足をイノベーションによって克服していくことも不可欠。ヒューマノイドロボットやA Iなどの徹底的な活用が求められるが、現状では米中に大きく水をあけられており、これら重要分野の研究開発、社会実装に向けた目標を早期に設定し、民間投資を促す規制改革や仕組みづくりを進めていただきたい。

以上